第22期第17回石狩後志海区漁業調整委員会議事録

- 1 開催日時 令和5年10月23日(月) 13時30分から14時00分まで
- 2 開催場所 余市町浜中町 238番地 道総研中央水産試験場 3階大会議室
- - 鎌田英暢 佐藤昌紀 中村貞夫
- 4 欠席委員
- 臨 席 者 石狩振興局産業振興部水産課 長 相川英毅 5 課 石狩振興局産業振興部水産課 吉田明弘 水産振興係長 後志総合振興局産業振興部水産課 課 長 岩田直樹 後志総合振興局産業振興部水産課 主 事 西田 至 6 事 務 局 石狩後志海区漁業調整委員会 事務局長 恒 之 林
- 石狩後志海区漁業調整委員会 主 事 佐藤 和
- 7 議案事項 議案第1号 石狩後志海区漁場計画の変更案について(答申) 議案第2号 漁業法第91条第1項に該当する者に対する指導及び漁 業法第91条第2項に該当する者に対する勧告について (答申)
- 8 報告事項 (1) 定置漁業権に係る資源管理の状況等の報告について
 - (2) くろまぐろに関する令和 5 管理年度における知事管理漁獲可能 量の変更について
- 9 そ の 他

【議事の概要】

林事務局長

ただいまから、第22期第17回石狩後志海区漁業調整委員会を開催いたします。開会にあたりまして、濱野会長よりご挨拶申し上げます。

濱野会長

今期第17回委員会の開催のご案内をさしあげましたところ、皆様方には 時節柄大変お忙しい中ご出席いただき、ありがとうございます。また、本日 は石狩振興局の相川水産課長様、後志総合振興局の岩田水産課長様、また職 員の皆様方には、公務でお忙しい中出席いただきありがとうございます。さ て、先に行われました公聴会につきましては、皆様方には、それぞれ持ち回 りの中でご出席いただきありがとうございました。期待しておりました秋さ け漁については、石狩後志あわせて前年対比24%と、来るべきサケがどこへ 行ったものやらという状況にあります。先日、日本海増協の安藤専務より、 電話がございましたけど収支はどうなるかと非常に危惧していると報告がはいってございます。幸いにして前期群はなんとか卵の確保はできたとの状況でございますけど、いずれにしましても、異常な状態のこの秋さけ漁、加えてこの6日の台風並み以上の低気圧による被害ということで、新聞等でも既に皆様方、ご承知のとおりでございますけど、非常に大きな被害があったわけでございます。特に、積丹以西の定置網は場所によっては全滅状態になっている状況にあります。一日も早い復興をお祈りする次第でごさいます。さて、本日、皆様に提案いたします案件は、協議事項2件、報告事項2件、その他で1件となってございます。皆様方の慎重なご審議の上、決定していただきますよう、よろしくお願い申しあげまして、甚だ簡単ではございますが、開会のご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いします。

林事務局長

続いて、本日ご臨席の来賓の方々をご紹介いたします。石狩振興局の相川 水産課長です。後志総合振興局の岩田水産課長です。この後は、濱野会長に 会議を進行していただきます。

濱野会長

それでは、初めに出席委員報告をいたします。本日は、委員全員が出席しておりますので、委員会は成立しております。次に議事録署名委員の選出ですが、委員会規程第7条の規定により私から指名させていただきます。本日の議事録署名委員は、丹野委員と上山委員にお願いいたします。それでは、議事に入ります。議案第1号について、上程します。事務局より説明願います。

林事務局長

「議案第1号石狩後志海区漁場計画の変更案について(答申)」ご説明申し 上げます。資料1をご覧下さい。資料1は、10月2日付け、北海道知事か らの諮問文です。第15次定置漁業権漁場計画振興局最終案につきまして は、7月31日開催の委員会で決定していただき、その後、石狩・後志両振 興局より水産林務部長へ提出されました。その後、利害関係人の意見聴取を 約1ヶ月間行い、今回、漁場計画案として、知事が作成し、当委員会あて諮 問があったものです。なお、本諮問は、先に樹立しております、共同・区画 漁業権の漁場計画に定置漁業権を追加することから、変更案として諮問があ ったものです。また、道において、同法第64条第1項の規程に基づき利害 関係人から、意見聴取を行いましたが、意見はなかったとのことです。次に、 資料2をご覧下さい。石狩後志海区漁場計画の変更案です。内容については、 振興局最終案からの変更はございませんので、後ほどお目通し願います。1 0ページ下段をご覧下さい。2保全沿岸漁場に関する事項はなし、免許予定 日は令和6年2月1日となっております。11ページ以降に免許に付される条 件の漁場毎の一覧を添付しておりますが、振興局最終案からの変更はございませ ん。また、資料3の漁場図につきましても、振興局最終案からの変更はござ いませんので、後ほどお目通し願います。次に、資料4をご覧下さい。10 月17日から10月19日に開催しました公聴会の結果概要です。石狩後志 地区全ての漁協において開催し、各地区とも案のとおりの漁場設定について 承認をいただいております。なお、詳細につきましては、資料5に各地区ご との公聴会記録を添付しておりますので、後ほどお目通し願います。説明は 以上となりますので、ご審議方よろしくお願いいたします。

濱 野 会 長

ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問ございますか。

委員一同

(なしの声)

濱野会長

無ければ、議案第1号について、内容適当と認めてよろしいですか。

委員一同

(異議なしの声)

濱野会長

異議が無いようですので、諮問のとおり、適当であることを知事へ答申することとします。 次に議案第2号と報告事項第1号は関連があるので一括で上程します。事務局より説明願います。

林事務局長

「議案第2号漁業法第91条第1項に該当する者に対する指導及び漁業法第9 1条第2項に該当する者に対する勧告について(答申) | 「報告事項第 1 号定 置漁業権に係る資源管理の状況等の報告について」ご説明申し上げます。資料 8をご覧ください。資料8は北海道知事からの報告文となります。漁業法第 90条第1項の規定により、漁業権者から知事に資源管理の状況報告があり、 同法同条第2項の規定により当海区漁業調整委員会に対し報告がされたもの です。報告の対象となる定置漁業権は209件であり、報告の内容は資料9 のとおりとなります。資料9をご覧ください。報告の内容は、漁業法施行規 則第28条第2項各号にさだめられており、漁業権の種類は定置漁業権、免 許番号は記載のとおり、報告の対象となる期間は令和4年漁期、資源管理の 取組の状況及び漁場の活用の状況については、知事が漁業権者から報告を受 けた内容などから、確認した結果を記載しております。報告の対象件数20 9件のうち、199件はいずれも、適切に資源管理に取り組まれていると認 められ、適切かつ有効に漁場が活用されていると認められます。1ページ目、 小樽小さけ定第4号、2ページ目、美小さけ定第1号、古ほっけ・まぐろ・ さけ定第1号、古小さけ定第10号、3ページ目、古小さけ定第12号、神 底さけ定第8号、第9号、第10号、第12号の計9件は、昨年度、令和3 年漁期の報告において、合理的な理由がなく休業しており、道から漁場を適 切かつ有効に活用するよう指導を受けましたが、令和4年度も引き続き、合 理的な理由がなく休業していたため今年度は漁業法第91条第2項に該当し 勧告となります。 3ページ目、神底さけ定第4号は、令和3年漁期は適切に 操業しておりましたが、令和4年漁期は合理的な理由がなく休業していたた め、漁業法第91条第1項第2号に該当し、漁場を適切かつ有効に活用する よう指導が出ております。なお、漁業法第91条第1項各号及び第2項に該 当すると知事が認めた場合は、当該漁業権者に対して、漁場の適切かつ有効 な活用を図るために必要な措置を講ずべきことを指導又は勧告するものと漁 業法で定められており、指導又は勧告しようとするときは、海区委員会の意 見を聴くこととなっております。今回、知事が漁業法第91条第1項各号及 び第2項に該当すると判断した漁業権については、本報告とは別に、指導又は勧告することについて、諮問されることとなります。資料6をご覧ください。資料6は北海道知事からの諮問文となります。漁業法第91条第1項又は第2項の規定に該当すると認められる者に対して、同法同条同項に基づき、指導又は勧告を行うにあたり、同法同条第3項の規定により、当委員会に対し意見が求められたものです。資料7をご覧ください。指導又は勧告を行う漁業権について、指導又は勧告の対象となる漁業権者、該当事項、指導又は勧告事項がそれぞれ記載されています。なお、指導又は勧告の内容については、先ほど報告した各漁業権者が適切かつ有効に活用されていない理由に対し、これを解消するために必要な措置を講ずることとされています。 説明は以上となりますので、ご審議方よろしくお願いいたします。

濱野会長

ただいまの説明について、ご意見、ご質問ございますか。

委員一同

(なしの声)

濱 野 会 長

無ければ、議案第2号及び報告事項第1号について、内容適当と認めてよろしいですか。

委員一同

(異議なしの声)

濱 野 会 長

異議が無いようですので、諮問のとおり、適当であることを知事へ答申することとします。次に報告事項第2号について、事務局より説明願います。

林事務局長

「報告事項第2号くろまぐろに関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について」ご説明申し上げます。資料10をご覧ください。くろまぐろの数量管理においては、海域別の配分を速やかに行うため、TAC数量管理委員会を経て行われる知事管理漁獲可能量の変更は、海区漁業調整委員会への報告するものとされております。今回は、8月4日付けで他種漁業や他県との融通が整い、大型魚と小型魚の配分を変更したものとなっております。8月4日付けの変更により、北海道の知事管理漁獲可能量は、小型魚は、83.8トン、大型魚は、327.4トン配分されています。説明は以上となります。

濱野会長

ただいまの説明について、ご意見、ご質問ございますか。

委員一同

(なしの声)

佐藤(一)委員

今の変更になることは、解りましたけど、違うことについて、聞きたい。マグロについては、当然、漁業者には配分が来ましたよね。そして、この海区の漁業者に1回目は、小が何トン、大が何トンと配分が来ました。そして追加もあったんだけど、それが、漁業者に対しての話なら解るんだけど、遊漁船に対しての部分が不可解な部分があるので、どういうことかなと思って。漁業者は、今年、うちの地区もそうなんだけど、8月の中過ぎに出漁して、獲っている。漁業者に対しては1人1本だと、それで1本しか獲れない

のかと、そしたら、遊漁者に対しては、1隻の船に4人乗っていったら4本だと、それは解るんだけど、次の日、次の日と乗っていった場合、次の日も同じ遊漁者が4人乗っていったら4本獲れる。乗ってるお客さんは名前が解らないでしょ。報告義務はあるが、実際には報告義務を怠っている。そうなった場面になったら調べるすべがない。古平にはたまに4,5回、保安部が入った、捕まった人もいたようだが、だけどもそれは始末書、書いて終わり。そういう報告義務を怠った場合に、例えば、自分が遊漁船に4回乗った場合、4本釣れると、そしたら漁業者に対する規制と全然違うんでないかと。だから、そういう部分をちゃんと国の方は、監視した方がいいのかなと。

池守委員

会長、これね漁業者に資源管理させて、遊漁船が好きなだけ獲れる、まぁ 遊漁船にも多少の枠がある。だけど、これは全道の組合長会でも遊漁船対策 として出してるけど、一番悪いのは道だよ。取り締まりも何もしないんだか ら。サクラマスも一緒。サクラマスはボートの場合はライセンス取る。無動 力のゴムボートの場合はいらない。漁業者が釣るときは、漁業者もライセン ス取る。最近、カヌーですごい来てる。マグロ釣ったりしている。それも野 放し。だから、佐藤さんが言うのも解る。これは、全道の組合長会で遊漁船 対策で常にあげているが、道が一番悪い。誰が取り締まるかだが、取り締ま らない。サクラマスだって、1人何本って決まっているが、クーラーボック ス見たら、余るだけ入っている。そこだって。

佐藤(一)委員

マグロの件は、漁業者が数年前から厳しい規制がかかっている。そういう 状況の中で遊漁船に対する部分があまい。そういうところも、しっかりと指 導をしていかないと、漁業者からはいろいろと不満が出ている。国際法の関 係で解決できない部分があるが、遊漁者がそうでは困る。簡単な話、私が遊 漁禁止されたら、50人乗せたら、50本獲れる私の船だけで、50人が全 員違う人間なら1人1本も解るが、毎回来てる人はたいがい同じようなメン バー。そして、1人で3本も4本も釣っていく。だから遊漁船対策もしっか りしてほしい。最近、ここ2、3年コロナになってから、プレジャーボート もすごい大型になっている。ゴムボートもすごい来ている。彼らは、自分た ちは安全だと思っている。私が、今日、危ないと思って操業してても、何回 も出ている。彼らだって陸から10キロも15キロも沖に出て実際やってい る。そういういろんな部分で遊漁に対しては、あまいんでないかと思ってい る。マグロの問題は特にね。

濱 野 会 長

わかりました。この件については、水産課長、一つきちっと目配りしてですね、不公平のないような形で取締まりなりしてほしいと思います。よろしくお願いします。他にございませんか。

委員一同

(なしの声)

濱 野 会 長

無ければ、これで本日の議案は全て終了しましたが、東しゃこたんの関係で岩田課長から説明があるそうです。

岩田課長

現在、有限会社丹後漁業が免許を受けている古ほっけ・まぐろ・さけ定第1号 についての報告です。この漁場については、これまでの操業実績などから活用漁 業権に該当しないということで、今次の切替で廃統としたところでございます。 そのような中、本年4月26日に、東しゃこたん漁協から有限会社丹後漁業を免 許予定者として、現行漁業権と同じ内容で漁場計画を樹立するよう、当局に要望 書の提出がございました。当局からは、令和5年5月19日付けでサケやマグロ の資源利用の観点から、石狩後志管内の沿海漁協から同意を得るよう通知してお りましたが、今般、東しゃこたん漁協から各漁協からの意見書の送付がございま した。結果としては、石狩湾漁協から島牧漁協までの7漁協のうち同意するが2 漁協、同意しないが3漁協、不回答が2漁協でございました。東しゃこたん漁協 には、引き続き漁場計画の樹立を要望するのであれば、 同意等が得られない漁協 に対して、同意が得られるよう説明を尽くすよう伝えております。 以上のことか ら現時点では、漁場計画樹立に向けて検討することができないと考えております。 今後、管内の全ての漁協から同意が得られた場合に、検討することといたしまし て、その際には改めてこの場で報告させていただきたいと考えております。以上、 古ほっけ・まぐろ・さけ第1号に関する現時点での状況説明とさせていただきま す。

池守委員

課長、7単協あるうちの1つでも反対したら出来ないという話だったんだべ。そしたら、島牧さん、寿都さん、岩内さんが反対で、うちと余市が無回答だけど、これは反対だから。これは、課長にも言ったけど理事会にもかけている。理事会にかけたけど回答していないだけ。始めの頃は組合自営でやると言っていたから、まぁまぁと思っていたけど、最終的には泉澤さんにやらせるって腹なんだべ。そして話を聞けば東しゃこたんの理事会にもかけないで、組合長と専務で動いている自体もおかしい。こんな大事なことなら理事会にかけて、海区委員にも根回しするべき。余市だって川内谷さん組合の理事やってるけど余市も反対だったんだべ。ちゃんと積丹に行って話をした方がいい。

岩田課長

今のところ、同意が得られていないということで、検討はしないと伝えています。これは、今すぐ、漁場計画を立てるということは考えていませんので。ただ、進捗状況については、みなさんにお知らせさせていただいた。

濱野会長

他に何かございますか。

委員一同

(なしの声)

濱 野 会 長

無ければ、これで委員会を閉じさせていただきます。本日は、ありがとう ございました。

林事務局長

以上で、第17回の委員会を終了いたします。